

PG01 研修受講ガイダンス(重要事項の説明)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修の開始にあたり、この研修の目的や獲得目標、概要等について概説する。

受講者は、本ガイダンスを受けた上で、自都道府県の研修を振り返り、今後に向けた課題整理を行った上で、この後のプログラムに望むことが望まれる。

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
相談支援専門官 藤川 雄一

PG01 研修受講ガイダンス

(重要事項の説明)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
国立障害者リハビリテーションセンター

1

このプログラムのねらい（目的）

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解することで、研修効果の向上に資するための講義を行う。
- ② サービス管理責任者等研修のカリキュラム改定等の都道府県での研修実施に向け、最新の情報を伝達する講義を行う。

このプログラムの内容

1. 本研修の位置づけ・獲得目標・概要
2. 都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

参考1 サービス管理責任者等研修制度について

参考2 相談支援専門員研修制度について

2

【重要事項の説明 ①】

本研修の位置付け・獲得目標・概要

3

1 本研修の位置付け・重点事項の変遷（平成18年度～令和元年度）

開始当初は伝達研修として、都道府県研修と同一のカリキュラムで実施。
平成22年度より、都道府県研修の企画運営に資するよう一部の内容を変更して実施。

平成22年度～	分野毎の演習方法やテキスト内容の統一化を図る。
平成24年度～	児童発達支援管理責任者について本研修の対象とした。
平成25年度～	障害者総合支援法の改正に対応（相談支援専門員との連携）
平成26年度 ～平成28年度	伝達研修の要素が強い研修からさらに方向性を転換。 ・企画運営・情報交換の要素を強化。 ・研修内容(講義・演習)の伝達は短縮版化。 ※都道府県で実施する際のポイントを明示し、標準の研修資料例を提示

平成29年度以降カリキュラム改定と新標準カリキュラムに関する伝達を段階的に実施

平成29年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修① ① 改定に関する情報提供 ② モデル研修プログラムの一部の体験
平成30年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修② ① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 基礎研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 更新研修等の概要の解説
令和元年度	サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する伝達研修③ ① カリキュラム改定に関する情報提供 ② 更新研修【標準カリキュラム】の伝達 ③ 基礎研修・実践研修の概要の解説 ④ 都道府県での実施に向けた企画立案・情報交換

4

2 令和2年度研修の位置付け・獲得目標

- 【背景・動向】サービス管理責任者等の質の向上のため、サービス管理責任者等研修事業について制度の改定を実施（平成31年厚生労働省告示第109号・110号）。
- 従来、サービス分野別としていた研修を全分野共通とし、基礎・実践・更新の各研修を階層（段階）的に位置付け、実地教育を取り入れた（主目的は質の維持・向上）。

都道府県においては、令和元年度から新カリキュラムによる研修を段階的に実施

- 今年度研修は、平成29年度からの内容に引き続き、**各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修**と位置付け、以下の内容を中心に実施。
 - ① サービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する情報提供
 - ② 標準カリキュラムのうち、実践研修、専門コース別研修（意思決定支援）に関する伝達
 - ③ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換（演習）の実施。

※専門コース別研修（意思決定支援）は相談支援専門員と共通のプログラムとなるため、サービス管理責任者等研修部分と専門コース別研修部分に大別したプログラム内容とする。

5

3 令和2年度の本研修の構成と内容

※番号(PGxx)はプログラム番号をあらわす。

- 【1】研修制度について、研修の企画立案について **サビ児管** **専門コース**
PG01～PG04（事前学習）

○ 全員が受講する。

- 【2】サビ児管実践研修について **サビ児管**
PG05～PG12（事前学習） PG13～PG16（リアルタイム研修）

○ サビ児管理の指導者、自治体職員が受講する。

- 【3】専門コース別研修（意思決定支援）について **専門コース**
PG17～PG19（事前学習） PG20～PG25（リアルタイム研修）

○ 専門コース別研修（意思決定支援）の指導者、自治体職員が受講する。

※リアルタイム研修（Zoom）について

○ Zoomの仕様から、同時接続できるのは各都道府県2名までです。

併せて、本研修のプログラムを見ながら視聴してください。

6

4 次年度以降の国研修について〔予定〕

● 次年度以降以下の内容を段階的に実施

○ 基礎研修・実践研修

- ・各都道府県等にて実施した結果をもとに、更に効果的な研修を実施するための情報交換、企画・立案の検討。

○ 更新研修

- ・後半部分(スーパービジョン)の詳細な展開方法を伝達(体験)。

○ 専門コース別研修

- ・カリキュラム改定の状況を見定めつつ、新たなコースの内容を伝達(体験)。

※各都道府県において実施した結果をもとに、更に効果的な研修を実施するための内容については、各研修とも段階的に実施予定。

7

【重要事項の説明 ②】

都道府県研修の実施と 本研修の活用方法について

8

1 本研修に関する資料の利活用について（1）

（1）研修資料について

- 本研修の研修資料を都道府県研修に活用することは差し支えない。
 - ただし、各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
 - ① 講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有し、
 - ② 人材育成体系の中に本研修を位置づけた上で、
 - ③ 研修の企画・運営をチームで行うこと。
- ⇒ 標準カリキュラムやシラバス、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、その意図を十分理解しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- 本研修の研修資料を使用する際は、引用ルールやマナーに留意すること。
 - ① 出典を示すこと。
 - ② 改変を加えた場合、改変したことを明示すること。

9

1 本研修に関する資料の利活用について（2）

（2）映像について

- 都道府県研修の企画・立案者（都道府県担当者・講師等）のみ視聴可
 - ・ 講師等への伝達に際し、視聴チャンネル情報の管理は各都道府県の責任において行うこと。
 - ・ 演習の記録映像を含め、今年度内は視聴可とする。
 - ・ 映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

10

2 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

- 参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」
(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

(1) 前提

- ・各事業へサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、実務経験要件及び基礎研修・実務者研修の修了、所定の期間内での更新研修の修了が必要。
- ・研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。

- 参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」
(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

→ 更新研修は5年間の経過措置期間中のため、現時点では特段なし。

11

2 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

(2) 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施 (感染拡大防止対策の徹底と研修の実施)

① 講義部分の遠隔化(オンライン化)

- ・今年度の実施に活用すると共に、今後も活用できるよう協議・作成。

② 演習の小規模化・分散化

- ・業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。
- ・対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

- ・感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
- ・感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

12

3 想定される都道府県での実施上の課題（例）

【1】運営等の課題 → 都道府県職員向けプログラムを実施

- 日程・会場の確保、日程の振り分け
- 定員の想定、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し

【2】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
→ 教材例や作成のポイントを伝達【特に更新研修】
- 講義・演習の展開方法
→ 昨年度の振り返りを実施し、具体的方法を協議【基礎研修】
→ 具体的な実施方法の体験的理解、指導案等の提供【更新研修】
- 新カリキュラムでの実施に向けた準備(協議)方法
- リーダー不在
- 講義講師、演習講師(ファシリテータ)の不足
- 演習講師(ファシリテータ)の養成、研修内容の伝達
→ 企画運営に関する演習の実施

13

【参考1】

サービス管理責任者等 研修制度について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

14

今年度のポイント

(1) 研修制度について

- 平成30年度に告示を改正。
- 令和元（平成31）年度から新たな制度を段階的に実施。
 - ・ 基礎研＋OJT＋実践研＝入口の段階化：次年度以降実践研修の開始
 - ・ 制度改正前修了者の更新研修受講：5年間の経過措置

(2) 実施要綱・標準カリキュラムについて

- 基礎研・実践研・更新研は昨年度実施要綱から変更なし。
- **専門コース別研修を創設**
 - ・ **科目：意思決定支援** ※他の科目は今年度検討(予定)。

赤字が昨年度研修時からの変更箇所

15

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

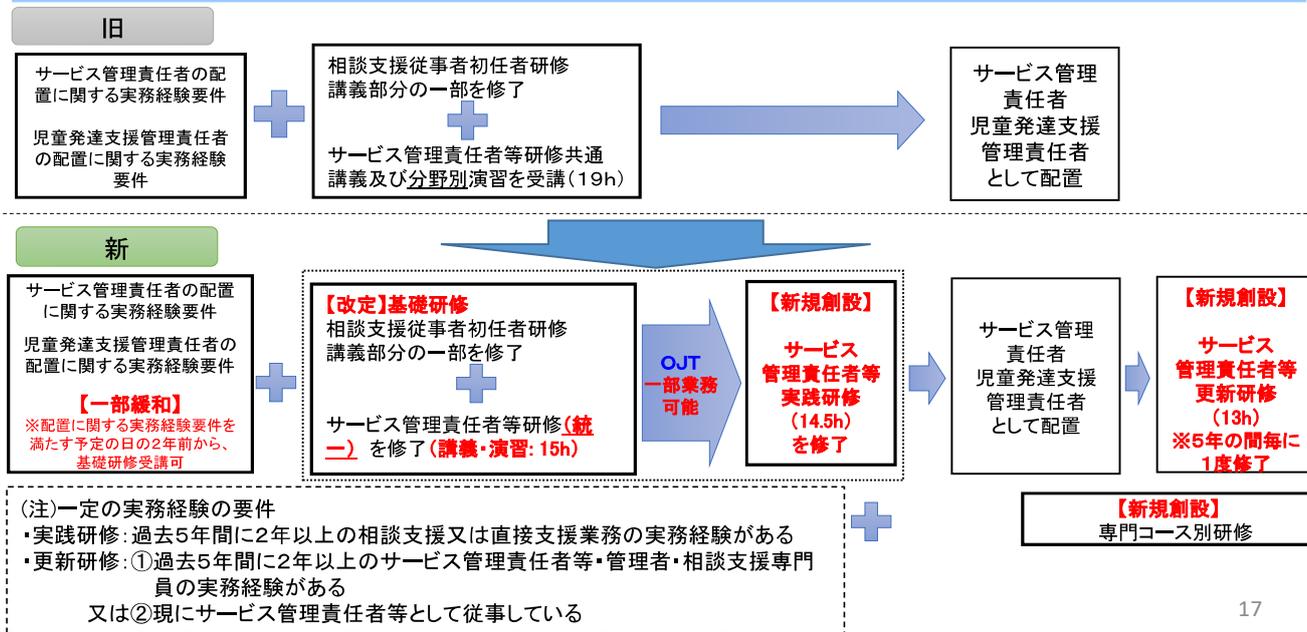


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

16

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



17

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。
障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件 (配置に関する)

- ・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照。)
- ① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

- 1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
 - 2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
- ❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

18

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)					
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者			
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示イ(1)(一)] (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示イ(1)(二)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上	3年以上	3年以上				
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。									
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者									
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者									
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者									
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者									
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者									
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者						5年以上	8年以上	3年以上	3年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者									
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者									
d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者										
e 特別支援学校等の従業者										
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者										

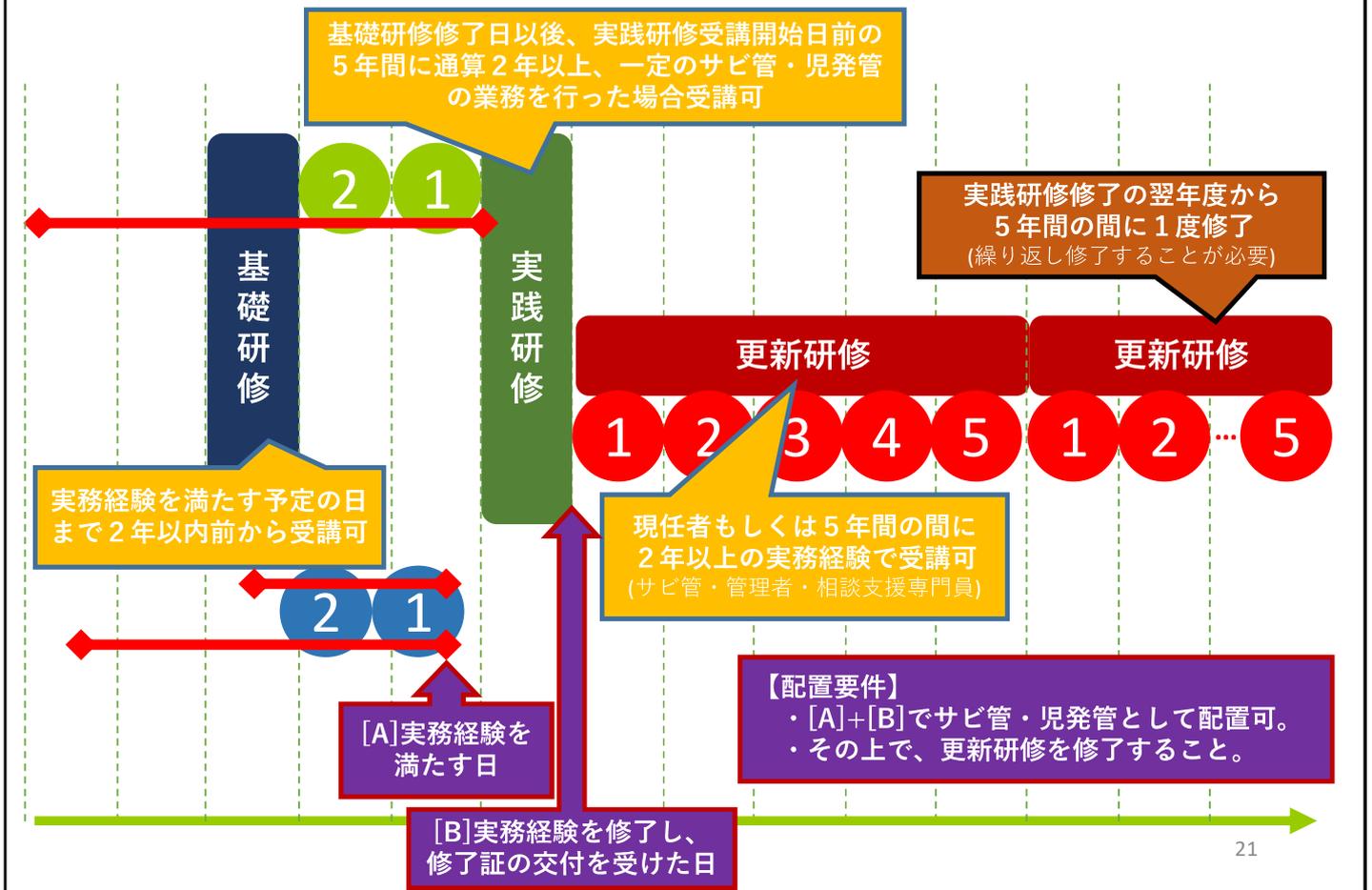
- ※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
 (2) 保育士、
 (3) 児童指導員任用資格者、
 (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者
- ※3 令和3年3月31日廃止 一定の経過措置を設けた

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

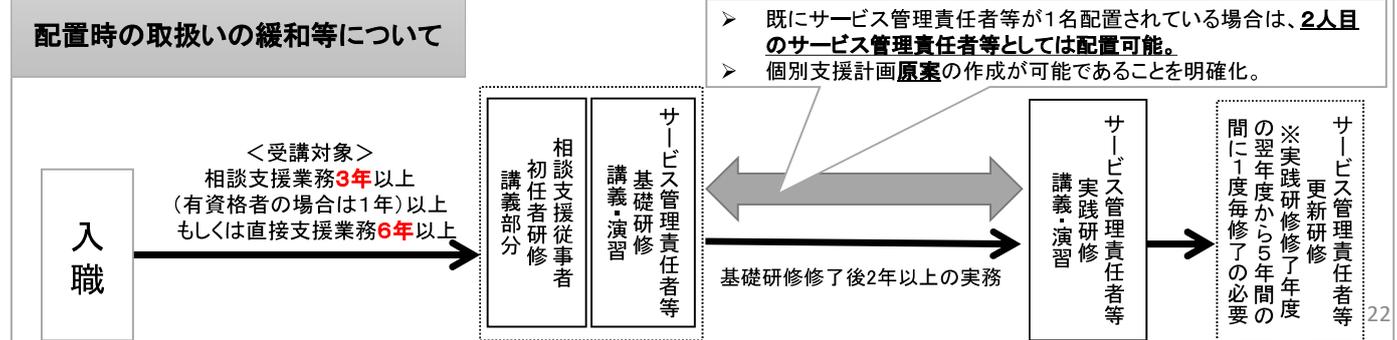
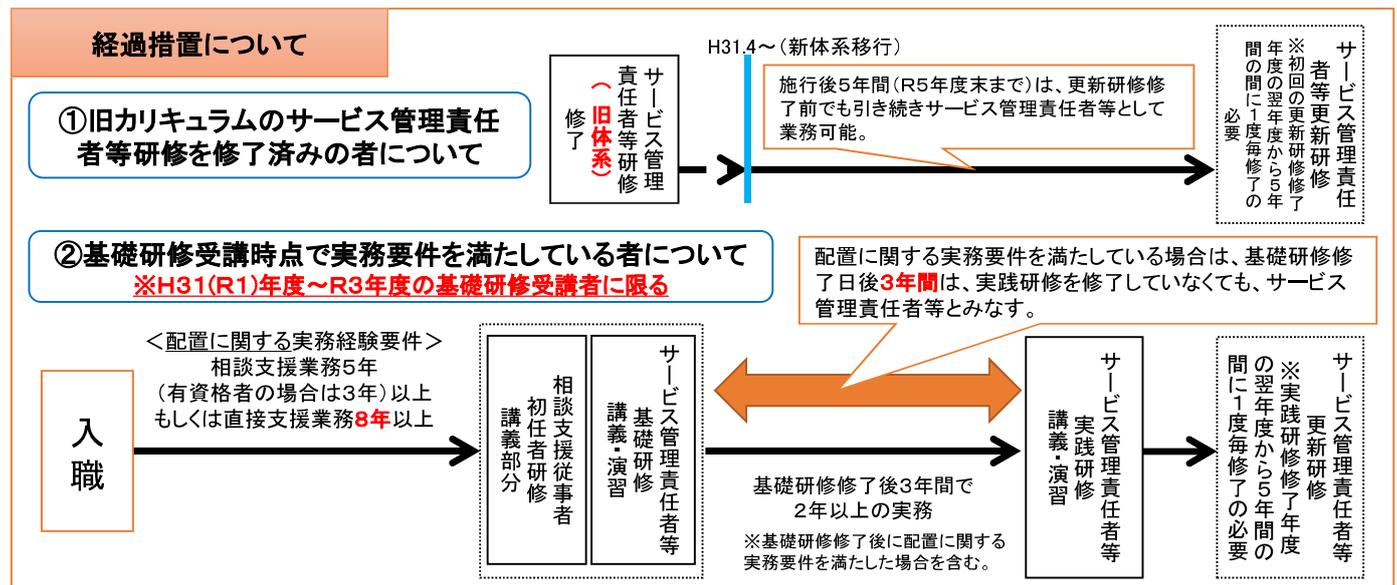
業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)					
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者			
障害児者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (イ) 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示イ(1)(一)] (ロ) 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示イ(1)(二)]	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上			
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
	(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
	(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
	(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上	5年以上
	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者							
(5) 学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。
- ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 2) 保育士
 3) 児童指導員任用資格者
 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

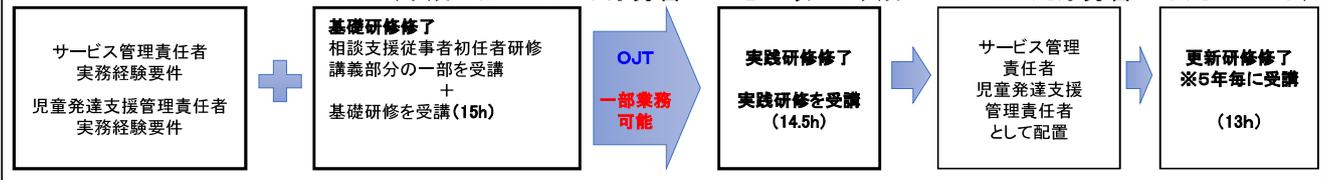
基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
 (従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、**サービス管理責任者を配置する。**
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
 障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
 (平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
 - 児童発達支援管理責任者研修
- 都道府県等による初任者及び現任研修は**標準カリキュラム以上の内容**で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義 (旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修 (うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習 (旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修 (うち研修講義、演習部分) (改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義・演習	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義・演習	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

【参考2】

相談支援専門員研修制度について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

25

今年度のポイント

(1) 研修制度について

- **令和元年度に相談支援専門員研修について告示を改正。**
- **令和2年度から新たな制度を実施。**

(2) 実施要綱・標準カリキュラムについて

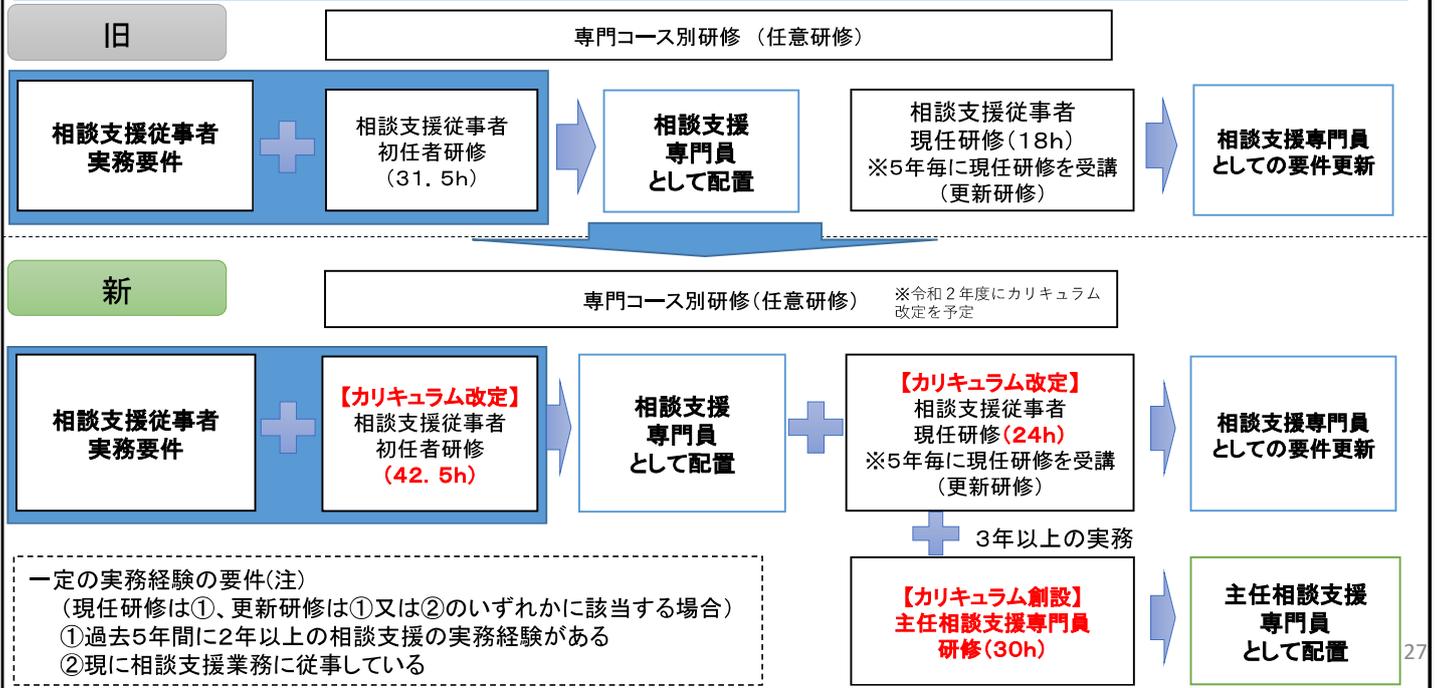
- **告示の改正に伴い、今年度から初任・現任の標準カリキュラムを改正。**
- **専門コース別研修の科目に意思決定支援を追加創設。**
 - ※サビ児管の意思決定支援と同カリキュラム
 - ※他の科目のカリキュラム改訂は今年度検討(予定)。

赤字が昨年度研修時からの変更箇所

26

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修 (旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

初任者研修 (新)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

現任研修 (旧)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修 (新)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

新 設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

初任者研修の告示と標準カリキュラムの関連

	告示	区分	時間	標準カリキュラムの科目	
1 日目	オリエンテーション 研修受講ガイダンス		9:30～10:30	1h 本研修の獲得目標 プログラム概要	
		講義 1	10:30～12:00	1.5h ① 相談支援の目的	
		講義 2	13:00～14:30 14:45～15:45	2.5h ② 相談支援の基本的視点 I	
	【相談支援概論(5時間)】	講義 3	16:00～17:00	1.0h ③ 相談支援に必要な技術	
	2 日目	障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	講義 4	9:30～11:00	1.5h 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解
			講義 5	11:10～12:40	1.5h 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本
		相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	講義 6	13:40～15:10	1.5h 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
【相談支援の実際(3時間)】		講義 7	15:30～17:00	1.5h 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	
研修のまとめ			17:00～17:30	0.5h 研修のまとめ	
3 日目	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 【(31.5時間)】	演習 1	9:30～16:30	6h 相談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)	受付及び初期相談並びに契約 アセスメント(事前評価)及びニーズ把握
9:30～12:30			3h	相談支援プロセスの具体的理解)	目標の設定と計画作成
13:30～16:30			3h		評価及び終結
16:45～17:45			1h	1h 実習ガイダンス	
4 日目					

29

	科目名	区分	時間	標準カリキュラムの科目		
	実習 相談支援の基礎技術に関する実習	実習 1-1			相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1【相談支援プロセスの実践①】	
		実習 2			地域資源に関する情報収集	
5 日目	演習 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 【(31.5時間)】	演習 2-1	9:30～16:30	6h 実践研究	実践研究1(実践例の共有と相互評価1) 【アセスメント結果の検討(スーパービジョンの体験)】	
	実習 相談支援の基礎技術に関する実習	実習 1-2			相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2【相談支援プロセスの実践②】	
6 日目	演習 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 【(31.5時間)】	演習 2-2	9:30～12:30 13:30～14:30	4h	実践研究	実践研究2(実践例の共有と相互評価2) 【再アセスメント結果および支援方針(計画案)の報告・共有(ケースレビューの体験)】
演習 3-1		14:45～16:45	6h	実践研究3(実践研究とサービス等利用計画作成) 【ケアマネジメントプロセスの定着演習】		
7 日目		演習 3-2	9:30～12:30 13:30～14:30			
		演習 4	14:45～17:15	2.5h	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	

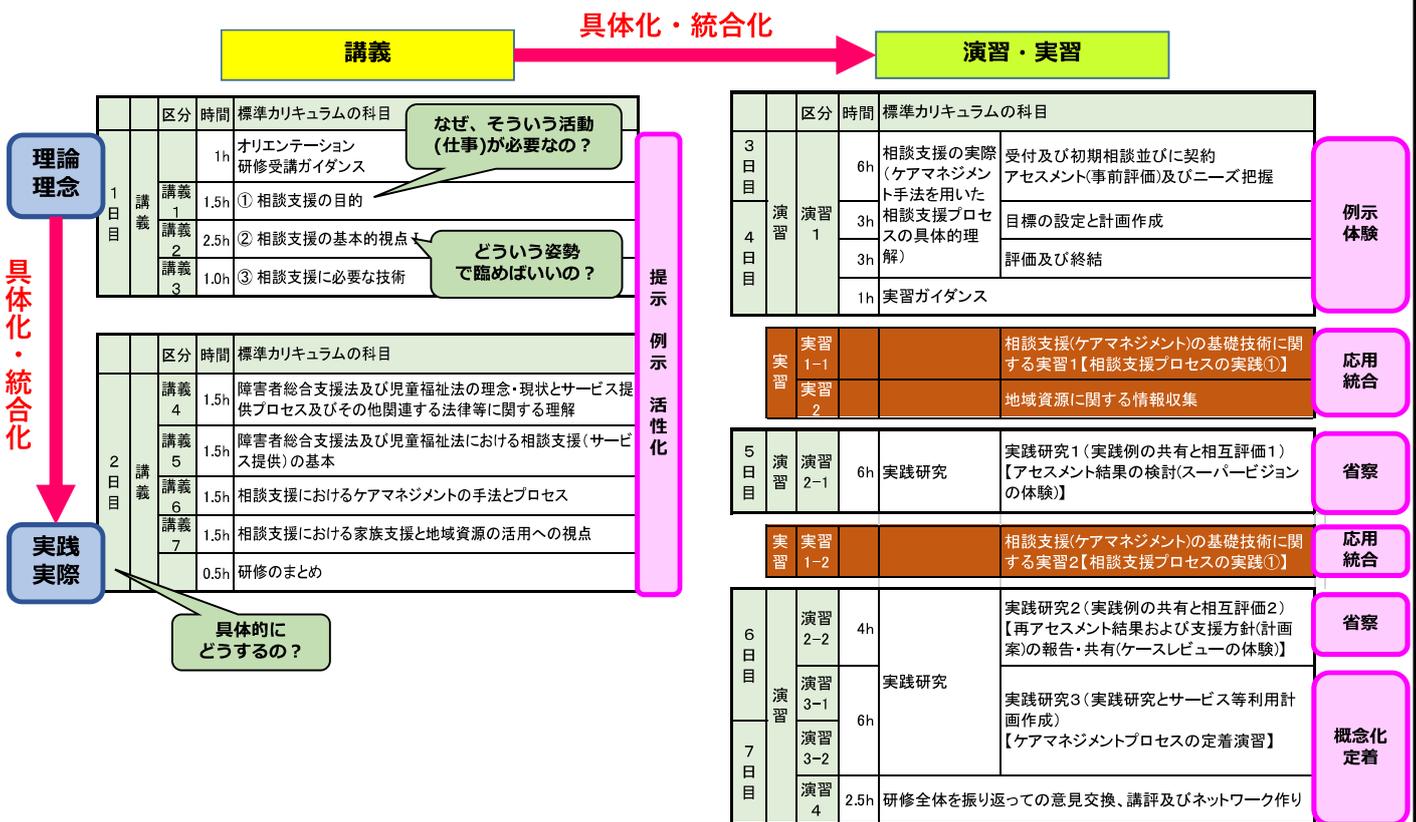
30

初任者研修の構造



新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修モデル研修(初任者研修, SSA2018-2019(c) 不許複製)

初任者研修の構造と各科目の関連



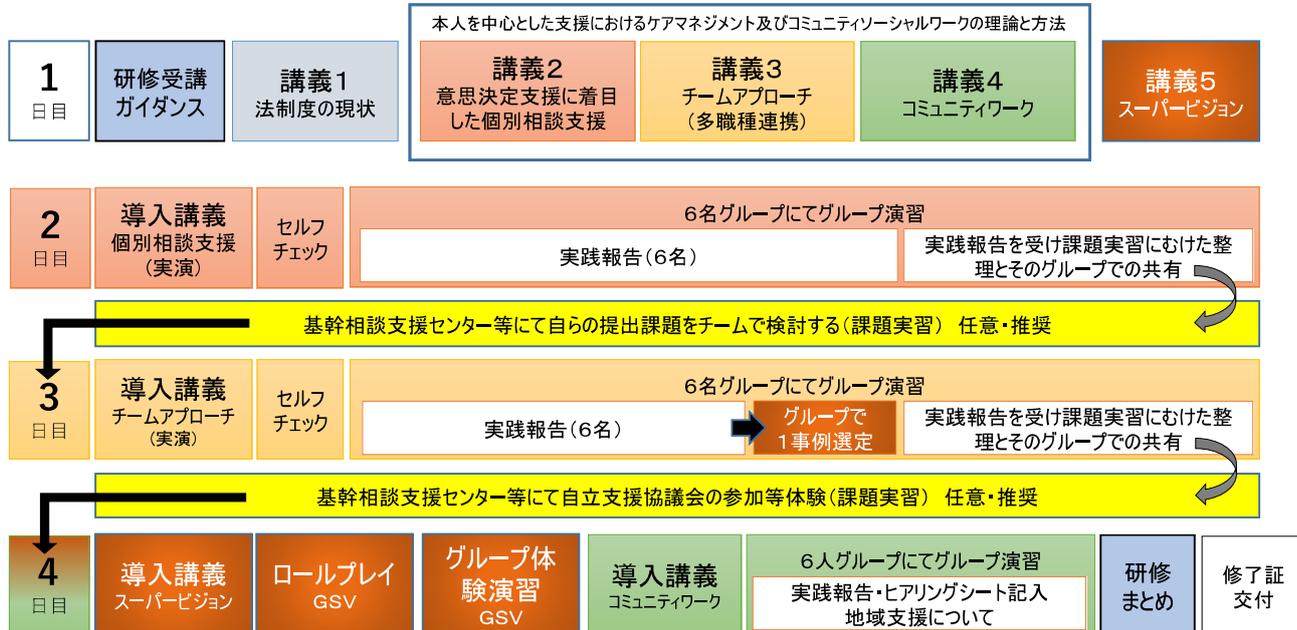
新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修モデル研修(初任者研修, SSA2018-2019(c) 不許複製)

現任研修の構造

【獲得目標】

※初任者研修で扱った価値・知識・技術

- ① 相談支援の基本※を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ③ コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ④ スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、継続的に研鑽を継続した実践をすることができる。



平成30年度 障害者総合福祉推進事業におけるモデル研修での研修ガイダンス資料例(一部改変)

33

主任相談支援専門員養成研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
2日目	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
		人材育成の意義と必要性(1時間)
3日目	人材育成	人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
4日目	地域援助	相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
		基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
5日目	地域援助	多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目	地域援助	地域援助の具体的展開(5時間)

34